栃 木 地 方 最 低 賃 金 審 議 会

議 事 録
議事要旨

（　整理番号　０３３１　）

第５回　栃木地方最低賃金審議会　　令和３年１０月２８日　公　開

開　催　日　時	令和３年１０月２８日（木）	１４時００分～１４時２５分	
開　催　場　所	宇都宮市明保野町１－４　宇都宮第２地方合同庁舎５階大会議室		
開　催　状　況	公益を代表する委員	出席　５　人	定数　５　人
	労働者を代表する委員	出席　５　人	定数　５　人
	使用者を代表する委員	出席　３　人	定数　５　人
主　要　議　題	１　栃木県特定最低賃金の改正決定について ２　その他		

議事録・議事要旨	議　　事　　録

事務局	ただ今から、令和３年度第５回栃木地方最低賃金審議会を開催いたします。 ―　定数の確認　― 使用者代表委員の時庭委員及び小﨑委員が欠席。 委員 15 名中 13 名の出席があり、最低賃金審議会令第５条第２項により３分の２以上の定足数を満たし、本会議が成立していることを報告。 ―　傍聴者の報告　― 本日の審議会は、栃木地方最低賃金審議会運営規程に基づき公開とされているが、傍聴申込みがなかったことを報告。 それでは、今後の議事の進行につきまして、会長にお願いしたいと思います。
太田会長	それではここから、私の方で議事を進めさせていただきます。 最初に、議題（１）の「栃木県特定最低賃金の改正決定について」

	ですが、本年度の栃木県特定最低賃金の改正審議については、８月 23 日に開催された第４回栃木地方最低賃金審議会において、栃木労働局長より塗料製造業など５つの産業にかかる最低賃金の改正決定について諮問を受けました。 　その後、５つの産業にかかる最低賃金について、それぞれ専門部会を設置して調査審議を付託し、各専門部会において慎重に審議が行われ、その審議経過については、栃木県特定最低賃金専門部会運営規定第９条の規定に基づき、各専門部会の部会長から審議会会長に報告されております。 　つきましては、この専門部会報告について、事務局より一括して報告を行っていただきたいと思います。 　それでは、事務局お願いします。
事務局	―　専門部会報告の朗読　―
太田会長	ただ今の報告につきまして、御質問などございますか。
各代表委員	―　質問等なし　―
太田会長	特に御質問などがないようであれば、５つの産業にかかる専門部会の報告について、了承されたものといたします。 　それでは、ただ今、専門部会報告を御確認いただきましたとおり、「塗料製造業」、「はん用機械器具等製造業」、「自動車・同附属品製造業」、「計量器等製造業」につきましては、専門部会において全会一致により結審となりましたので、最低賃金審議会令第６条第５項の規定を適用して審議会の議決として、既に栃木労働局長に対して答申が行なわれています。 　一方、「 電子部品等製造業」につきましては、専門部会において「全会一致」の結審には至らず、採決による結審となっておりますので、これより、当審議会において審議を行うことといたします。 　審議に入る前に、当審議会は公開で行われておりますが、栃木地方最低賃金審議会運営規程第６条ただし書には「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は会議を非公開とすることができる。」とされております。 　これより行う金額審議については、同規定を適用して非公開により進めたいと思いますがいかがでしょうか。
各代表委員	―　異議なし　―
太田会長	それでは、これからの金額審議は非公開として進めたいと思います。 《《　非公開　》》

太田会長	それでは、審議を再開します。 答申文の審議に入る前に、これ以降の審議については公開とします。 事務局は、答申文(案)を各委員に配付してください。
事務局	― 答申文(案)を配付 ―
太田会長	事務局は、確認のため朗読してください。
事務局	― 答申文(案)を朗読 ―
太田会長	ただ今の答申文（案）について、御意見などございますか。
各代表委員	― 意見等なし ―
太田会長	御意見などないようですので、答申文を原案のとおり決定します。 御手元の答申文の（案）を削除して、本日 28 日の日付を記入してください。 事務局は、答申文を作成してください。
事務局	― 答申文を作成 ―
太田会長	それでは、ただ今から栃木労働局長に答申を行います。 局長、よろしく願いいたします。
会長・局長	― 答申文を手交 ―
太田会長	ただ今、栃木労働局長に答申いたしました。 ここで、栃木労働局長より御挨拶があります。
局　長	ただ今、会長から栃木県電子部品等製造業最低賃金の答申をいただきました。これにより全ての改定額がそろったところでございます。 今年度の特定最低賃金の改正決定の審議に当たりましては、新型コロナウイルス感染症による経済、雇用への影響がみられる中、特に、難しい御審議をいただくこととなりまして、委員の皆様には大変な御苦労をおかけしたことと存じます。 そのような難しい状況の下で、本日までに全て答申をいただきましたこと、労働者代表委員の皆様と使用者代表委員の皆様のイニシアティブの発揮と、公益代表委員の皆様の適確な進行によるものと感謝申し上げます。 当局としましては、今後、答申を踏まえて決定し、決定後は周知広報に努め、改正発効後は履行確保に努めてまいりますが、労使それぞ

	れの代表委員の皆様におかれましても、特定最低賃金の性格に鑑みまして、特定最低賃金の周知及び履行確保に御協力を賜りますようお願いいたします。 　最後になりますが、栃木県特定最低賃金の改正決定の御審議、そして本日までの答申、誠にありがとうございました。
太田会長	次に、議題（２）の「その他」ですが、委員の皆様、何かございますか。
各代表委員	―　意見、質問等なし　―
太田会長	特にないようであれば、事務局より、今後の手続きや審議日程等について説明してください。
事務局	―　今後の手続き及び審議日程等の説明　―
太田会長	ただ今の事務局の説明のとおり、第６回審議会を 11 月 16 日火曜日午前 10 時から、場所はこの５階大会議室において開催を予定しますが、特定最低賃金に係る当審議会の意見に対する異議の申出が無い場合には開催中止となります。 　なお、中止の場合は、事務局より速やかに各委員にその旨の連絡を、また各委員の皆様も、必要に応じて事務局への確認をよろしくお願いします。 　委員の皆様、その他何かございますか。
各代表委員	―　意見、質問等なし　―
太田会長	特に御質問などがないようですので、最後に、本日の審議会の議事につきましては、審議会運営規程第７条第１項の規定により議事録を作成し、同条第２項の規定により一部非公開とした部分を除き公開といたします。 　議事録の内容確認を私のほか、労使それぞれの代表委員のどなたかにお願いしたいのですが、どなたがよろしいでしょうか。
各代表委員	―　労使それぞれの代表委員で協議　―
太田会長	それでは、労働者代表菊嶋委員、使用者代表鈴木委員にお願いいたします。 　それでは最後に一言、会長として御挨拶申し上げたいと思います。 　今回の特定最低賃金の審議につきましては、１部会を除き全会一致で結審いただきましたこと、心から感謝申し上げたいと思います。 　労使それぞれ厳しい状況の中、苦渋の選択、判断をいただいた結果だと思っており、労使合意という大きな成果が、次年度以降において

	も円滑な特定最低賃金の審議につながるものと確信しております。 　皆様方の御尽力に重ねて感謝申し上げ、これをもって、第５回栃木地方最低賃金審議会を閉会といたします。